

町内会ガイドブック

《平成27年度版》



地域の絆と発展を目標として...

「出会い・ふれあい わたしの街です」

志木市町内会連合会

† † † もくじ † † †

町内会連合会

- 1 町内会連合会とは… 1
- 2 町内会連合会の主な手続き等… 1～2
 - (1) 町内会役員（会長・副会長）調査
 - (2) 定例総会への出席者のとりまとめ
 - (3) 町内会長会議
 - (4) 会費の納入
 - (5) 新年懇親会への出席者のとりまとめ
 - (6) 会員に変更が生じたとき
 - (7) 町内会未加入者への加入促進

地域推進室（町内会担当課）への手続き

3

- 1 町内会の手続き 4
 - (1) 世帯数等報告書の提出
 - (2) 町内会補助金の手続き
- 2 元気の出るまちづくり活動報奨金の手続き 5～6
 - (1) 地域活性化活動
 - (2) 団体交流活動
 - (3) 地域リサイクル活動
 - (4) 研修バス事業
 - (5) 地域間交流事業
 - (6) 地域内掲示板設置事業
- 3 町内会館高齢者仕様改修等補助金の手続き 7
 - (1) 改修工事
 - (2) 備品購入

市の町内会関係業務

【生活】 8

- 1 広報紙や回覧などの配布
- 2 埼玉県市町村交通災害共済加入のとりまとめ
- 3 水路クリーンサポート報奨金制度
- 4 活動スペースゆめ・みらい

【安心・安全なまちづくり】 9～13

- 1 排水ポンプ維持管理補助金
- 2 志木市町内会自警消防隊消防施設等補助金
- 3 地区防災訓練の実施
- 4 防災協力員の指定
- 5 防犯灯補助金
 - (1) 防犯灯電気料補助金
 - (2) 防犯灯設置等補助金
 - (3) 防犯灯LED器具交換補助金

- 6 自主防犯パトロール活動の支援
- 7 自主防災組織支援助成金
- 8 救急医療情報キット配布事業
- 9 ご近所で心配な子どもの相談・通報

【健康・医療・福祉】 14～16

- 1 母子保健推進員の推薦
- 2 出前健康講座の利用
- 3 元気がいきポイント事業
- 4 街なかふれあいサロン事業
- 5 カフェ・ランチルーム宗四小事業
- 6 地域介護予防活動支援事業
- 7 ランチで食育事業

【教育・文化】 16

- 1 チャレンジスポーツへの参加
- 2 市民体育祭への参加

他の団体の町内会関係業務 17～21

- 1 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会
- 2 日本赤十字社志木市地区
- 3 志木市川と街をきれいにする運動推進協議会
- 4 志木市献血会
- 5 志木市観光協会
- 6 志木市母子保健推進員連絡協議会
- 7 地域防犯推進委員

イベントや学習の支援 22～24

- 1 社会福祉協議会からの支援
- 2 コミュニティ物品の貸出し事業
- 3 いきがいサロン事業
- 4 志木市まちづくり推進バンク
- 5 パルシィいろはギャラリー

規約・要綱等 25～35

- 1 志木市町内会連合会規約
- 2 町内会連合会の慶弔制度
- 3 志木市町内会補助金交付基準
- 4 志木市町内会補助金交付基準細則
- 5 志木市町内会館高齢者仕様改修等補助金交付要綱
- 6 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱
- 7 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準

公共施設等の案内 36～40

市役所庁舎の案内 40～42

† † † 町内会連合会 † † †

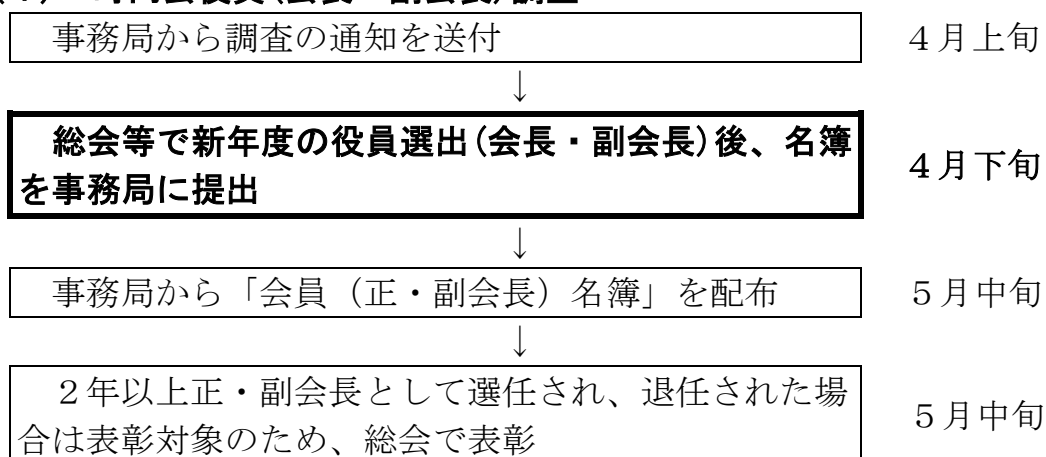
事務局／地域推進室内 市役所1階 内線2144

1 町内会連合会とは…

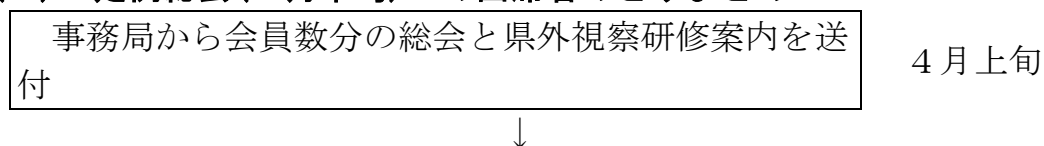
- (1) **会 員** 志木市内にある37町内会の会長と副会長が会員となります。
- (2) **目 的** 町内会間の連絡を密にするとともに、会員相互の親睦と福祉の増進を図り、地域コミュニティの発展を目的に活動しています。
- (3) **主な活動** ①定例総会を兼ねた1泊2日の県外視察研修（5月中旬）②町内会長会議（6月下旬、3月上旬）③新年懇親会（2月上旬）④各種募金への協力⑤防犯活動や防災活動の推進⑥コミュニティ活動の推進⑦町内会加入啓発活動⑧その他
- (4) **運 営 費** 市からの補助金と会員の会費（一人あたり年額5,000円）で成り立っています。
- (5) **事 務 局** 市民生活部地域推進室が担当しています。

2 町内会連合会の主な手続き等…

(1) 町内会役員(会長・副会長)調査



(2) 定例総会(5月中旬)への出席者のとりまとめ



総会及び県外視察研修の出欠を確認し、参加者名簿と出席人数分の参加費をまとめて、事務局に申込み 4月下旬



参加者に変更が生じた場合は、随時事務局に連絡

(3) 町内会長会議

各単位町内会間の連携・意思疎通を図るとともに、町内会の課題解決や情報交換の場として開催
(開催時期は6月と3月の年2回)

(4) 会費の納入

事務局から会費の納入依頼通知書を送付 7月上旬



**会員数分の会費を取りまとめて、事務局へ納入
直接または口座振込** 7月下旬

(5) 新年懇親会(2月上旬)への出席者の取りまとめ

事務局から新年懇親会の開催通知を送付 12月下旬



新年懇親会の出欠を確認し、参加者名簿と出席人数分の参加費をまとめて、事務局に申込み 1月上旬

(6) 会員に変更が生じたとき

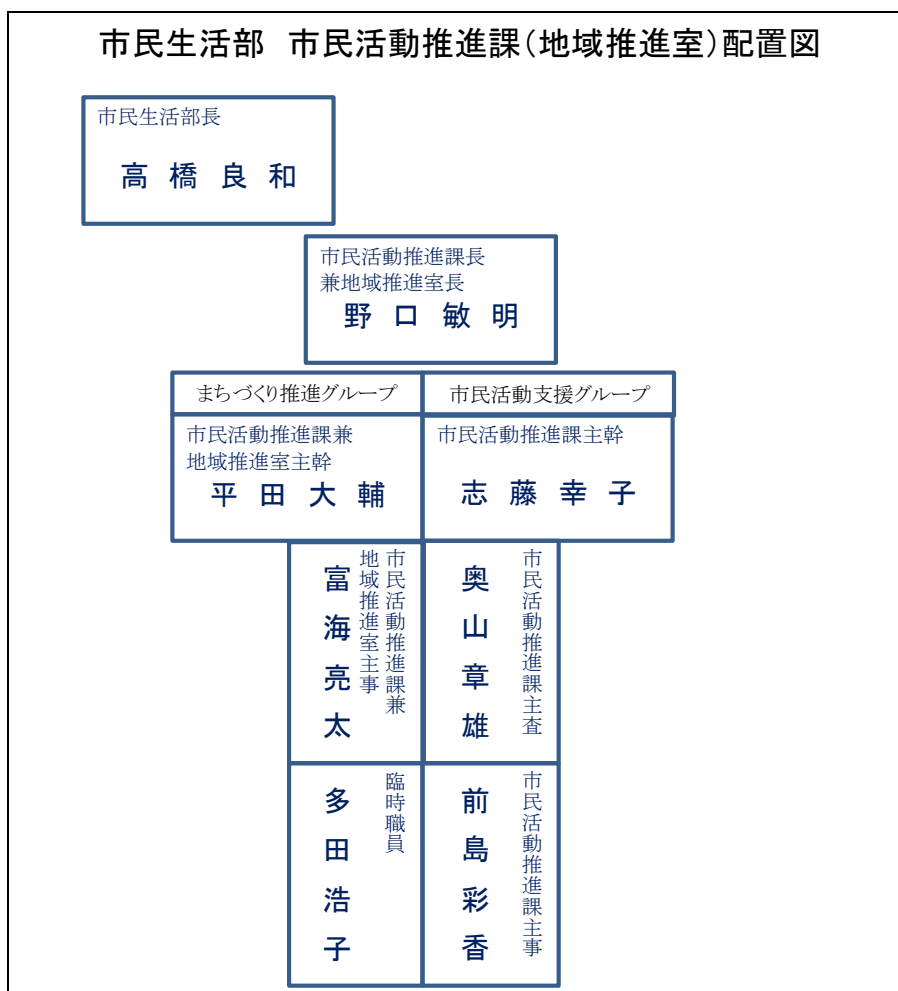
任期途中で退任等が生じたときは、事務局へ連絡 随 時

(7) 町内会未加入者への加入促進

加入促進パンフレットを活用して、町内会加入の働きかけ。事務局に連絡し、加入促進パンフレット「町内会に入ろう！」(必要部数)を受取 随 時

† † † 地域推進室への手続き † † †

担当／地域推進室（市民活動推進課内） 内線 2144



【市民活動推進課】

◆ 主な担当業務

国際交流、元気の出るまちづくり活動、コミュニティ掲示板、NPO、もくせい施設管理、市民会館・ふれあいプラザ施設管理、まちづくり推進バンク、世代間交流 など

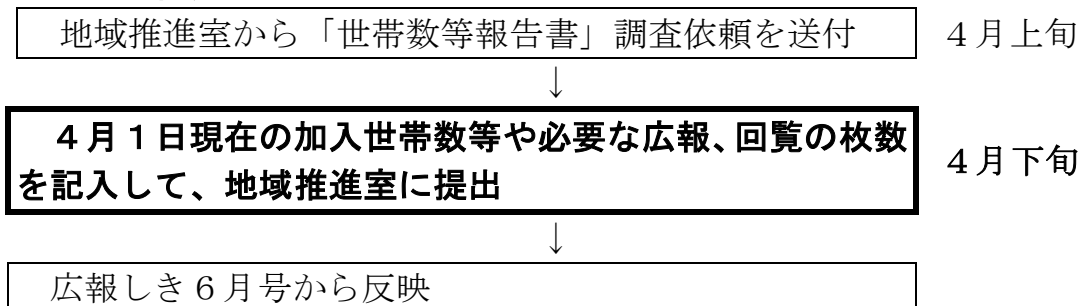
【地域推進室(町内会連合会事務局)】

◆ 主な担当業務

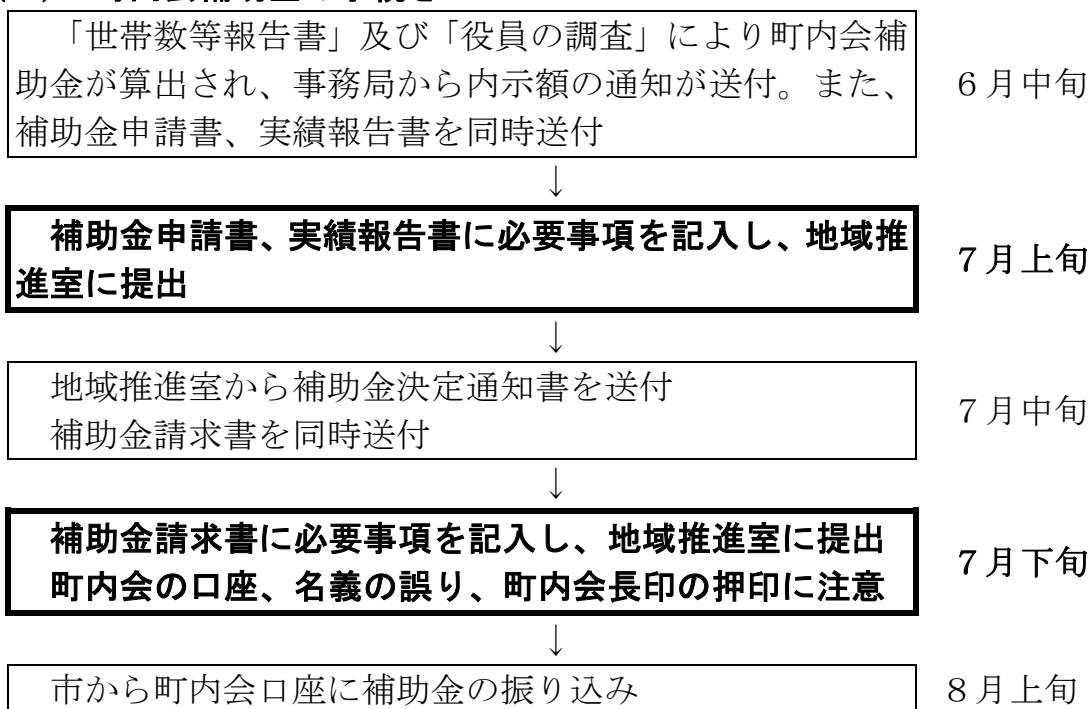
町内会、地域担当制、コミュニティ協議会 など

1 町内会の手続き

(1) 世帯数等報告書の提出



(2) 町内会補助金の手続き



2 元気の出るまちづくり活動報奨金の手続き

市民自らの活動によるふれあいと夢のあるまちづくりを推進するために、社会貢献活動や複数でふれあい活動等を行う市民団体に対して、報奨金を支給しています。

(1) 地域活性化活動（1年度内1回限り）

市民を対象とした継続が可能な地域活性化活動や夢のあるまちづくり活動

例) 高齢者・障がい者へのボランティア活動、文化・スポーツ・青少年育成活動、まちなか清掃活動、花いっぱい活動、人づくり活動、国際交流・国際理解活動など

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額5万円（入場料等の収入がある場合は異なる場合があります）

(2) 団体交流活動（1年度内1回限り）

市内の複数の団体が共同で実施する団体間の交流の拡大を図るための活動

例) 町内会と子ども会などによる夏祭り、複数の団体での合同スポーツ大会など

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額5万円（入場料等の収入がある場合は異なる場合があります）

(3) 地域リサイクル活動（1年度内請求5回まで）

町内会、婦人会、老人会、子ども会、小・中学校PTA、幼稚園や保育園の父母会などが、資源物を回収する活動（紙、金物、布、ビンの回収）

支給額：1kgにつき3円 1回の限度額は3万円

(4) 研修バス事業（1年度内1回限り）

団体の技術、教養を高めるためバスを利用して行う研修事業

バスは、一般旅客自動車運送事業の許可を受けたもの（緑ナンバー）に限り、親睦旅行や旅行会社の企画したバス旅行は認められません。

支給金額：車両借り上げに要した経費の2分の1で、限度額4万円

(5) 地域間交流事業（1年度内1回限り）

地域間の交流の拡大を図り、友好を深める相互交流の活動

防災協定を結んでいる長野県飯綱町や群馬県館林市、千葉県
東庄町、埼玉県深谷市との相互交流活動が対象となります。

支給金額：事業に要した経費の2分の1で、限度額10万円

(6) 地域内掲示板設置事業（1年度内2回限り）

町内会がコミュニケーションを活性化するため、町内会が独自で掲示板を設置・維持する活動

支給金額：1回の限度額1万円

注意事項

1. 活動日の1か月以上前に、活動計画書を提出し承認を受けてください。
事後報告は受け付けできません。
【(3)地域リサイクル活動は、年度初めに年間活動計画書の提出が必要となります。様式は任意】
2. 実績報告には、領収書の写しなど、経費を証明する書類の添付が必要となります。
3. 報奨金の支払いは、団体名義の口座となります。
4. (1)、(2)で入場料等の収入がある場合は報奨金支給額が異なる場合があります。

3 町内会館高齢者仕様改修等補助金の手続き

町内会が所有または管理する町内会館を高齢者や障がい者も安心して利用できるようにするため、施設改修費用や備品購入費について、60万円を限度とし、事業費の3分の2の補助を行います。

活動の拠点となる町内会館を、高齢化に適応した安心・安全な施設に改修することで、町内会活動の活性化と活動の基盤強化をはかります。

(例) 施設改修費90万円の場合

→市が60万円(2/3)を負担

町内会が30万円(1/3)を負担

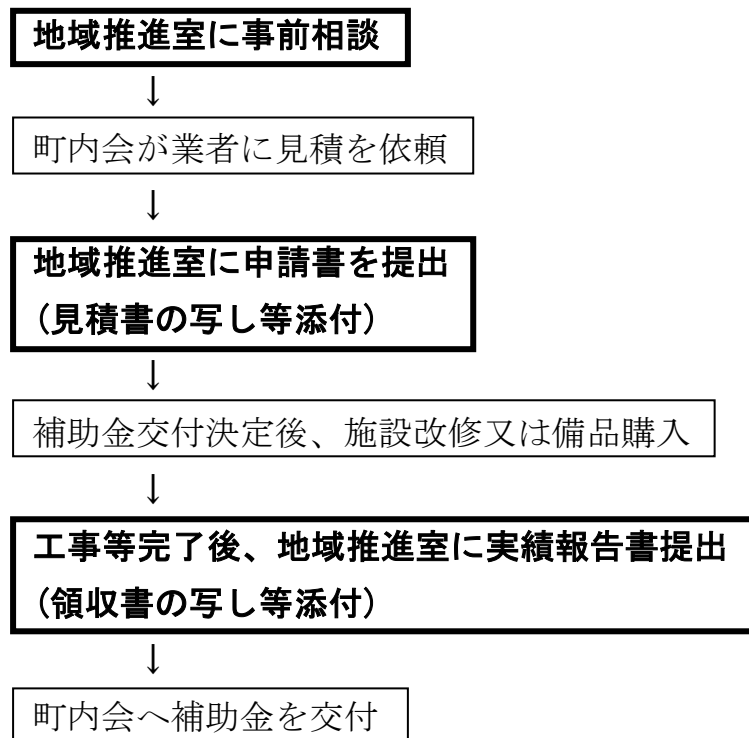
(1) 改修工事

例) 各箇所到手すりの取り付け、畳をフローリングに変更
段差の解消、和式便器を洋式便器に変更 など

(2) 備品購入

例) 会議用のテーブル、ローチェア(和室椅子) など

～手続きの流れ～



† † † 市の町内会関係業務 † † †

【生活】

1 広報紙や回覧などの配布

(秘書広報課 市役所3階 内線2007)

広報しき、議会だよりなどの配布物や回覧は、町内会のご協力により配布しています。町内会に加入していない世帯への配布も、市民への公共性の観点から、ぜひご協力ください。

また、配布部数の変更や数が足りないときは、秘書広報課にご連絡ください。

2 埼玉県市町村交通災害共済加入のとりまとめ

(総合窓口課 市役所1階 内線2134)

毎年、2月から3月にかけて、地区内会員の翌年度の市町村交通災害共済加入のとりまとめにご協力いただいています。加入者数を基に積算した報償費を町内会へ交付しています。

3 水路クリーンサポート報奨金制度

(下水道施設課 市役所5階 内線2334)

市が管理する水路を、自発的に清掃、除草又は剪定活動を行う町内会に年2回を限度とし、報奨金を交付することにより、町内会の清掃活動等を支援します。

4 活動スペースゆめ・みらい

(市民活動推進課 市役所1階 内線2143)

地域コミュニティ活動の拠点として、ふれあい館「もくせい」(志木第四小学校内)に町内会、民生委員・児童委員、子ども会育成会をはじめとした地域の市民活動を支援するため、会議室(2部屋、各定員約30人)を設置し貸出しています。

〈開所日〉 / 12月27日から1月5日までを除く毎日(ただし、学校行事等のある日は除く。)

〈利用時間〉 / 午前9時から午後9時まで

〈利用料金〉 / 無料

〈利用方法〉 / あらかじめ団体登録(市民活動推進課)をしていただ

き、利用日の3月前から5日前までに利用予約してください。

- 〈利用できる団体〉
- (1) 市内においてボランティア活動を行う団体
 - (2) 市内において地域活動を行う団体
 - (3) 市内において文化活動を行う団体
 - (4) その他市長が特に必要と認めたもの

【安心・安全なまちづくり】

1 排水ポンプ維持管理補助金

(生活安全課 市役所3階 内線2326)

柏町内会、城町内会、館町内会が維持管理している排水ポンプの燃料費や修繕費などを補助金として交付しています。

2 志木市町内会自警消防隊消防施設等補助金

(生活安全課 市役所3階 内線2322)

地域における自主的な水害・火災等の防災活動をしている、自警消防隊に対し補助金を交付しています。

3 地区防災訓練の実施

(生活安全課 市役所3階 内線2326)

町内会などを単位とし、地域に密着した地区防災訓練を支援します。実施していない町内会は、ぜひ訓練を実施してください。

4 防災協力員の指定

(生活安全課 市役所3階 内線2326)

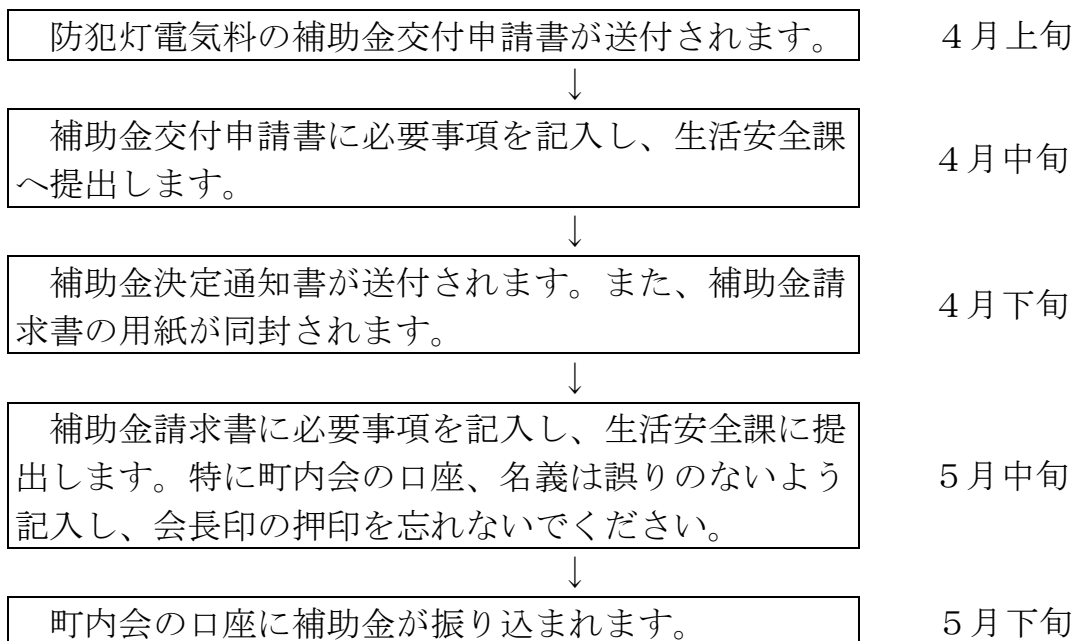
避難場所として指定している小学校など、災害時の避難所運営や管理について、町内会役員や教職員に協力をいただくとともに、鍵を保管していただいています。

5 防犯灯補助金

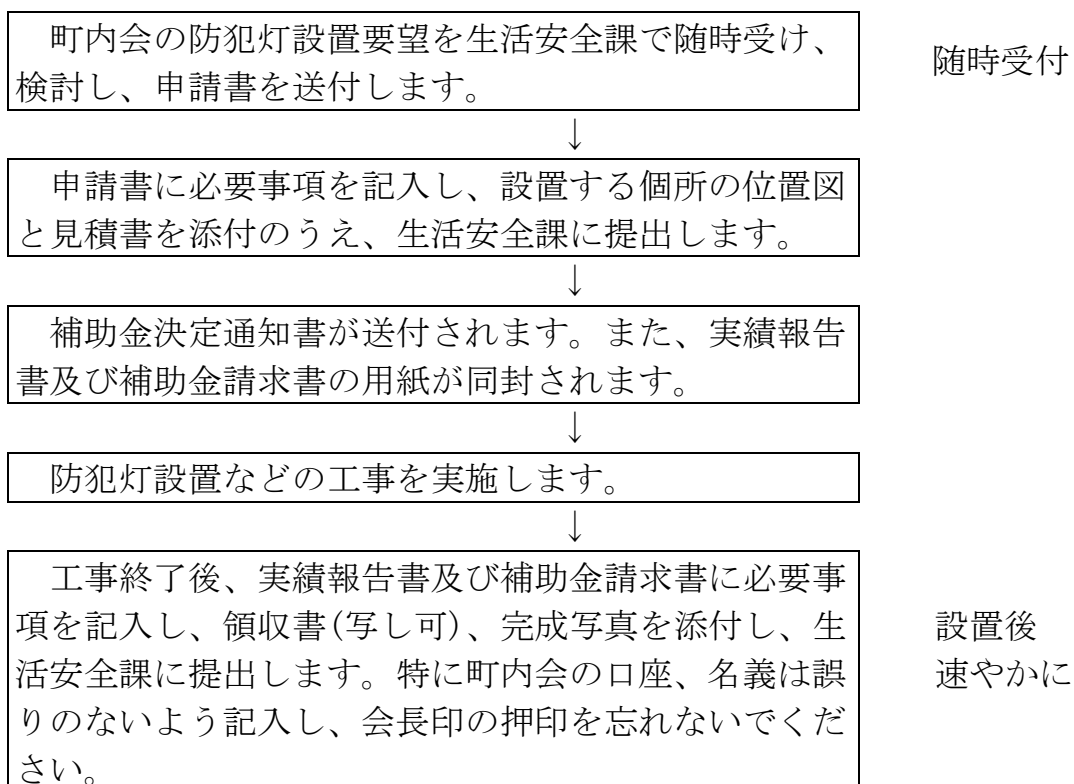
(生活安全課 市役所3階 内線2323)

町内会で設置、管理している防犯灯の電気料全額と、LED防犯灯を新設するときに必要な費用の一部を補助金として交付します。また、平成26年度から3か年計画で既存の防犯灯をLED交換します。詳しくは、32ページの「志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱」をご覧ください。

(1) 防犯灯電気料補助金



(2) 防犯灯設置等補助金



町内会の口座に補助金が振り込まれます。

(3) 防犯灯LED器具交換補助金

生活安全課から各町内会へLED器具交換本数決定通知書が送付されます。

また、防犯灯交換申請書の用紙が同封されます。

4月上旬



申請書に必要事項を記入し、設置する箇所の位置図と見積書を添付のうえ、生活安全課に提出します。

4月下旬



補助金決定通知書が送付されます。

また、補助金請求書及び実績報告書の用紙が同封されます。

5月中旬



防犯灯交換工事を実施します。

また、補助金請求書を生活安全課に提出します。

特に町内会の口座、名義は誤りのないよう記入し、会長印の押印を忘れないでください。

5月中旬



町内会の口座に補助金が振り込まれます。

6月上旬



工事終了後、実績報告書に必要事項を記入し、領収書(写し可)、完成写真と東京電力の契約変更申請書類(写し)を添付し、生活安全課に提出します。

設置後
速やかに



次年度交換本数決定通知書が送付されます。

H28. 4月上旬

6 自主防犯パトロール活動の支援

(生活安全課 市役所3階 内線2323)

安心・安全なまちづくりを推進するため、自主的に実施されている防犯パトロール活動を支援するとともに、自主防犯意識の高揚と地域の防犯力の向上に努めます。

7 自主防災組織支援助成金

(生活安全課 市役所3階 内線2326)

地域防災活動を推進するため、自主防災組織を新たに設立したり、防災訓練や防災講座などの自主的な防災活動に対して助成金を交付し、災害などによる被害の防止及び軽減を図ります。

8 救急医療情報キット配布事業

(高齢者ふれあい課 市役所1階 内線2421)

緊急時に救急隊員が迅速な救急活動が行えるよう、かかりつけ医療機関や持病などの緊急時に必要な情報を専用の容器に入れて、冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布します。

- 対象者 /
- ① 65歳以上のひとり暮らしの人
 - ② 同居者はいるが、日中又は夜間に1人になる65歳以上の人
 - ③ 同居する家族が認知症等により、ひとり暮らしと同様の状況にある65歳以上の人
 - ④ ①～③に準ずる状況である人

配布場所 / 高齢者ふれあい課、志木駅前出張所、柳瀬川駅前出張所、高齢者あんしん相談センター(柏の杜、せせらぎ、ブロン、館・幸町)

9 ご近所で心配な子どもの相談・通報 ～児童虐待ホットライン～

(子育て支援課 市役所2階 内線2442 直通電話473-1124)

- ・近所で子どもが、異常な泣きかたをしている。
 - ・夜遅くに、子どもが一人で徘徊している。
 - ・季節にそぐわない服装（冬なのに下着姿）の子どもがいる。
 - ・殴られたようなあざのある子どもがいる。
 - ・夏なのに、数日間お風呂に入った様子が無い子がいる。
 - ・しょっちゅうお腹を空かした子どもがいる。
 - ・昼間なのに、学校に行かないで遊んでいる子どもがいる。
 - ・長い間保護者が不在で、子どもだけで生活している家庭がある。
- など、この様な場合は、『児童虐待』の疑いがありますので、子育て支援課に連絡をください。

児童虐待『ゼロ』のまちをめざすためには、こうした地域の皆さまの意識と協力が欠かせません。

皆さまのご協力をお願いいたします。

連絡をいただいた方の秘密は厳守されます。ご安心ください。

めざそう！児童虐待「ゼロ」のまち

【健康・医療・福祉】

1 母子保健推進員の推薦

(健康増進センター 志木市幸町 3-4-70 TEL473-3811)

母子保健推進員の任期は2年で、町内会ごとに推進員の推薦を依頼されます。今回は、平成29年1月に、平成29年度からの母子保健推進員推薦依頼通知があります。

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、町内会単位で妊産婦・乳幼児の家庭訪問や子育て支援事業などの母子保健活動を行っています。

2 出前健康講座の利用

(健康増進センター 志木市幸町 3-4-70 TEL473-3811)

町内会をはじめ、市内の団体やグループを対象に、生活習慣病（高血圧や糖尿病など）の予防や改善を目的として、講話や実技を組み合わせた「健康づくり」の講座があります。講座の内容等については、相談のうえ、講師が無料で派遣されます。

3 元氣いきいきポイント事業

(高齢者ふれあい課 市役所1階 内線2421)

元氣な65歳以上の人々が地域貢献活動・介護ボランティア活動に参加した場合に一定のポイントが付与し、貯まったポイントに応じて市内で使えるお買い物券に交換できる制度です。ボランティア活動や地域貢献活動に参加することで、社会や地域とつながりを持って、生きがいを感じながら暮らしていくことを目的にした事業です。

65歳以上の市民で要支援・要介護の認定を受けていない人が対象です。また、介護保険料を滞納されている人、生活保護制度をご利用している人は、お買い物券に交換することはできませんので、ご注意ください。

4 街なかふれあいサロン事業

(高齢者ふれあい課 市役所1階 内線2423)

空き店舗を活用し、「見守り」や「声かけ」をはじめとする福祉活動を行うサロン3カ所を開設しています。買い物のついでや散歩の途中の休憩等にご利用ください。

サロンでは季節のイベントを企画したり、心配事の相談にのったりと地域の特性を活かした活動を行っています。

《サロンの場所》

① スペース・わ

場 所：志木市館 2-7-3 ぺあもーる商店街内

電話 487-3771

開所日：月・火・水・金・土

時 間：午前 11 時～午後 5 時

利用料：100円

② ふれあいサロン「あざみ」

場 所：志木市中宗岡 1-19-27 コージイ・コート 101

(ゴルフ練習場向い)

電話 471-7760

開所日：月～土

時 間：午前 10 時～午後 4 時

利用料：200円

③ いろは元気サロン本町

場 所：志木市本町 1-6-3

電話 424-4856

開所日：火～土

時 間：午前 9 時～午後 4 時

利用料：100円

5 カフェ・ランチルーム宗四小事業

(高齢者ふれあい課 市役所 1 階 内線 2423)

地域の高齢者が宗岡第四小学校内の空き施設を利用し、昼食を食べたり、健康に関する活動に参加したりしながら交流を深め、また、児童との異世代交流の場となっています。昼食の提供は、水曜日と金曜日の週 2 回です。(学校給食のある日に限ります。)

対象者は市内在住の 65 歳以上の方で、休館日は、土曜日、日曜日、年末年始、祝日、学校行事のある日です。

利用料は無料ですが、実費分として、昼食は 1 食 250 円、飲み物サービスは 1 回 100 円で提供していますので、ご利用ください。

6 地域介護予防活動支援事業

(高齢者ふれあい課 市役所1階 内線2421)

身近な町内会館、集会所等を利用し、効果のある介護予防について、自主活動の立ち上げ支援を行います。

《対象》65歳以上の高齢者を中心とした町内会等の団体

《内容》事業説明会、自主活動の立ちあげ支援として運動専門職や介護予防ボランティアの派遣、定期的な体力測定や健康相談

7 ランチで食育事業 ～保育園の給食体験で食育支援～

(いろは子育て支援センター 直通電話 048-486-6888)

市内在住の在宅子育て家庭へのサポートとして、保育園で提供している給食を体験試食していただきながら、市の栄養士による献立メニューの紹介や、児童の発育や発達の過程に応じた食事のアドバイスなどを行うことにより、各家庭における食育を支援します。

① 開催日時 毎月第2・第3・第4火曜日 午前11時～正午

② 開催場所 いろは子育て支援センター

志木市本町1-1-67(志木市立いろは保育園2階)

③ 申込み

毎回10組、予約制ですので、ご希望日の月の初日から2日前までに、いろは子育て支援センターへ直接来所の上、お申し込みください。アレルギーなどの確認をさせていただきます。

④ 料金

1組につき1食分(大人相当量)で、初回は無料、2回目以降は360円の実費料金をいただきます。

【教育・文化】

1 チャレンジスポーツへの参加

(生涯学習課 市役所2階 内線3141)

年2回、種目に特化したスポーツ事業を開催します。

2 市民体育祭への参加

(生涯学習課 市役所2階 内線3141)

8月から9月にかけて、町内会ごとに、毎年10月に開催される市民体育祭への参加者の募集と、とりまとめをして参加しています。

† † 他の団体の町内会関係業務 † †

1 社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 志木市上宗岡 1-5-1
志木市総合福祉センター内
TEL: 474-6508

社会福祉協議会（略称；社協）は、市民のみなさまを会員として構成され、地域住民の方々やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関の参加・協力を得て、様々な福祉課題に取り組み、だれもが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるため、みなさまとともに地域活動を行う組織として設立された民間団体です。

「地域福祉の推進役」として法律にも位置づけられ、地域福祉の充実を目指して幅広い福祉事業を展開しています。

1 町内会の社協への協力

(1) 社協の役員・委員

① 理事・評議員

社協の執行機関（役員）である理事、議決機関である評議員に、住民組織の代表としての参画をお願いしています。

② 地区委員

地域における社会福祉事業の普及、宣伝、社協の組織強化等にご協力いただく役割を持つ地区委員として、全町内会長にその在任期間委嘱させていただきます。

(2) 社協会員の募集・取りまとめ

7月から8月頃、各世帯に加入をお願いしています。

社協会費は、様々な福祉ニーズに対応するための社協事業運営に充てられます。

なお、会員の募集に取り組んでいただいた地区には、前年度実績額の5%以内の額を事務費として交付します。

(3) 共同募金運動への協力

全国で展開される共同募金運動で、赤い羽根募金（10月）と地域歳末たすけあい募金（12月）の協力をお願いしています。

なお、赤い羽根募金及び地域歳末たすけあい募金に取り組んだ地

区には、前年度実績額の5%以内の額を事務費として交付します。

(4) 広報紙の配布

社協だより「ふれあい」を、年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）、広報しきの折り込みで配布していただいています。

(5) 地域福祉活動連絡会議への出席

町内会、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センターなどの地域福祉関係者が集まり、地域課題を話し合い、協力していく体制を構築する場として、地域福祉活動連絡会議への出席をお願いすることがあります。

2 社協の町内会への支援

(1) 助成による支援（詳細は、直接ご案内します）

- ① 交流支援事業（町内会・婦人会・老人クラブ・子ども会など、各町内会単位での調整をお願いします）

ア 地区敬老会事業

身近な地域で長寿をお祝いするため、町内会単位で実施する地区敬老会事業の実施に必要な経費を助成します。

イ 世代間交流事業

核家族化の進む中、地域で支えあう関係づくりを推進するため、町内会単位で実施するさまざまな世代が集まり、交流を深めることができる事業の実施に必要な経費を助成します。

- ② 訪問交流事業（福祉施設等訪問活動）

福祉施設の利用者と地域住民との交流を促進するため、地域住民が福祉施設への訪問活動を行うために必要な経費を助成します。（地域内又は隣接程度にある福祉施設での交流が主対象）

- ③ 運営支援事業（地域活動支援助成）

前年度社協会費実績の15%と前年度赤い羽根募金実績の10%を足した額を、地域活動を活発にするための資金として、町内会・自治会に助成します。

(2) 機材等の貸出による支援

地域における福祉活動の推進を図るため、社協の所有する機材であれば可能な範囲で貸し出します。随時ご相談ください。

貸出料金は無料です。機材の運搬は、各団体でお願いします。

- ① もちつきセット（杵・臼）
② テント
③ 放送機器（アンプ・マイク）など

- ④ 印刷機、コピー機のご利用（有料となります）
 - *総合福祉センター（印刷機・カラーコピー機）
 - *福祉センター（印刷機・コピー機）
 - *第二福祉センター（コピー機）
- (3) **保険の加入及び事故対応** ※詳細は、お問い合わせください。
 - ① ボランティア活動保険
 - ② ボランティア行事保険
- (4) **相談・情報提供、他機関・他団体との連絡調整など**
 地域福祉に関する事業を行うために必要な、相談・情報提供、他機関・他団体との連絡調整などを行います。
- (5) **その他**
 社協でできることであれば、可能な限りお手伝いします。ご相談ください。

2 日本赤十字社志木市地区

【事務局】福祉課（市役所1階）

〒353-0002 志木市中宗岡1-1-1

TEL：473-1111 内線：2417

(1) 協賛委員、奉仕委員

任期はどちらも1年です。
 協賛委員には、町内会の会長が委嘱されます。

(2) 社資募集

毎年5月に、赤十字社員増強運動の一環として、地区内の会員に対する社資募集の協力をお願いされます。

(3) 社資の徴収

地区内の会員から赤十字社資の徴収と、とりまとめをお願いされます。その総額の8%が赤十字事務費として町内会に交付されます。

(4) チラシの配布

社資募集運動用ポスターを年1回(5月)に掲示して協力します。

3 志木市川と街をきれいにする運動推進協議会

【事務局】 環境推進課（市役所 1 階）

〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1

Tel: 473-1111 内線: 2312

春(5月の第2土曜日)と秋(10月の第4日曜日)に「親と子の市内まるごとクリーン作戦」を実施し、多くの市民が清掃活動に参加するよう町内のみなさまに参加を呼びかけます。

4 志木市献血会

【事務局】 健康づくり支援課（市役所 1 階）

〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1

Tel: 473-1111 内線: 2477

町内会の会員は、すべて志木市献血会の会員になります。
志木市献血会は、市内で行われる献血に協力します。
役員には、町内会連合会の役員が充てられます。

5 志木市観光協会

【事務局】 産業観光課（市役所 1 階）

〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1

Tel: 473-1111 内線: 2161

該当する町内会は、地区内の会員の勧誘と会費の徴収をお願いされます。会費の徴収額の5%が手数料として町内会に還付されます。

6 志木市母子保健推進員連絡協議会

【事務局】 健康増進センター

〒353-0005 志木市幸町 3-4-70

Tel 473-3811

推進員は、年に1回～2回、町内会ごとに乳幼児の健康相談を実施していますが、その際に参加を呼び掛け、会場を提供して協力します。

7 地域防犯推進委員

【事務局】朝霞警察署

〒351-0015 朝霞市幸町2-6-9

TEL 465-0110

各町内会ごとに選任された推進委員として、地域の防犯活動推進のために協力します。任期は2年です。

† † † イベントや学習の支援 † † †

1 社会福祉協議会からの支援

(社会福祉協議会 志木市上宗岡1-5-1 志木市総合福祉センター内 TEL 474-6508)

助成事業をはじめ、備品の貸出しなどがありますので、随時ご相談ください。

2 コミュニティ物品の貸出し事業

(志木市コミュニティ協議会 事務局 市役所1階 市民活動推進課 内線 2143)

町内会の各種イベントなどに必要な次のような物品を貸し出します。

【主な貸出物品】

ポップコーンマシン、綿菓子機、アイススライサー、タコ焼き鉄板、鉄板焼鉄板、バーベキュー鉄板、焼きそば鉄板、ガスコンロ、自動ヤキトリ機、炭用焼き鳥器、寸胴鍋、せいろ、きね・うす、マルチカッター、ワイヤレスアンプ、トランシーバー、ドラムコード、子供用御輿、発電機、テント、紅白幕、屑かご、ベンチ、パイプ椅子、折り畳み机、リヤカー、照明灯など



数量に限りがありますので、イベントなどの日程が決まったら、使いたい備品が空いているか電話で確認をお願いします。

(予約は利用日の3か月前からになります。)

※貸し出しは無料ですが、年度会費として1,000円(1年間)をご負担いただきます。

3 いきがいサロン事業

(高齢者ふれあい課 市役所1階 内線 2423)

高齢者の方々に連帯やコミュニケーションを深め、児童との交流を図ることを目的に、地域のボランティアの運営による高齢者が楽しく集う憩いの場として、志木第二小学校内(教育福祉ふれあい館)で「いきいきサロン」、宗岡小学校内(三世代交流館)に「ふれあいサロン」事業を実施しておりますので、ご利用ください。

4 志木市まちづくり推進バンク

(市民活動推進課 市役所1階 内線2143)

若者から高齢者まで、市政に興味を持ち、特技や知識をまちづくりに生かしたいと熱意を持った人の「市民力」を集約し、市民が主役のまちづくりを推進する人材バンク制度です。

市政に関する審議会や審査会、委員会などの委員推薦や市主催のイベントや催し物の企画立案運営委員推薦などを行う「志民力人材バンク」と、市民主催の学習会や研修会へ、市職員や企業社員、市民ボランティアを講師として派遣する「いろは楽学塾」（いろは楽学講座・市民アカデミー）、市内に拠点を置くNPO法人やボランティア団体を登録し、法人や団体の活動に興味を持つ市民へ情報提供する「ボランティア便利帳」があります。

○ 志民力人材バンク

- ・利用できる人／市内に在住する18歳以上の人。
- ・内容／登録制。登録者には、市政に関する審議会や審査会、委員会などへ委員の推薦や市主催のイベントや催し物の企画立案運営委員の推薦を行う。
- ・登録／随時、市民活動推進課へ郵送、FAX、Eメールで受付。

○ いろは楽学塾

★ いろは楽学講座

- ・利用できる人／市内に在住・在勤・在学する10人以上のグループ(10人に満たない場合は応相談)
- ・内容／市民主催の学習会や研修会へ、登録された市民団体やグループを講師として派遣する制度。
- ・申込み／受講希望日の2週間前までに市民活動推進課へ。

★ 市民アカデミー

- ・利用できる人／市内に在住・在勤・在学する5人以上のグループ
- ・内容／市民の特技や知識に応じて分野別に登録し、市民主催の学習会や研修会へボランティア講師として出向く制度です。
- ・申込み／受講したい項目を選び、随時、市民活動推進課へ

○ ボランティア便利帳

- ・内容／市内を活動拠点とするNPO法人やボランティア団体を登録し、団体の活動に興味や参加意欲のある市民など対し、登録情報を提供し、活動を支援する制度。
- ・登録対象／市内を拠点に活動している団体。

5 パルシティいろはギャラリー

(市民会館 志林本町1-11-50 TEL 474-3030)

市内在住、在勤、在学の方を対象に、市民会館内ロビーを展示スペースとして無料開放いたします。

利用期間は1作品につき1か月以内です。政治、宗教、営利を目的とした作品はご利用できません。

絵や写真、編み物など、作品展示の場としてぜひご利用ください。

ご希望の方は市民会館事業担当までお問い合わせください。



† † † 規約・要綱等 † † †

1 志木市町内会連合会規約

第1章 総則

第1条 本会は、志木市町内会連合会と称する。

第2条 本会の事務所は、志木市役所内に置く。

第3条 本会は、志木市内の各町内会相互の連絡を密にしてその親睦と福祉の増進を図り、市に協力し、平和で文化的な住みよい市とすることを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

(1) 保健衛生の普及及び徹底並びに道路交通、防犯、防災等の市等の事業に協力し、必要な文化活動を行う。

(2) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

第3章 組織

第5条 本会は、各町内会正副会長を会員とする。

第5条の2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	3 人
監 事	3 人
会 計	1 人

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 会計は、会の金銭出納に当たる。

4 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8条 役員は、総会において選出する。

2 会長及び監事は、役員の互選により選出する。

3 副会長及び会計は、会長が役員の中から指名する。

第9条 役員任期は、2か年とし再選を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第11条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は、毎事業年度終了後開催し、予算及び事業計画の決定、決算及び事業報告の認定、規約の改正、役員を選任等を行う。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上から附議事項を示して請求のあったとき開催し、必要事項を審議する。

第12条 役員会は、本会の運営その他必要事項を審議する。

第13条 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。

第14条 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会費及び会計

第15条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第16条 会費は、会員1人当たり年額5,000円とする。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 補則

第18条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会でこれを定める。

2 町内会連合会の慶弔制度

- (1) 2年以上在職した会員が退職されたとき 感謝状
- (2) 4年以上在職した会員が退職されたとき 感謝状・記念品
- (3) 会員が逝去されたとき 御霊前5,000円・花輪1基

3 志木市町内会補助金交付基準

(担当：地域推進室)

(趣旨)

第1条 市は、住民の自治活動により、地域自治の振興を図ることを目的とする自主的な住民組織（以下「町内会」という。）の健全な発展を促進し、豊かな地域社会づくりを図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、町内会とは次に掲げる要件を満たしているものをいう。

(1) 一定の区域内で世帯加入率が過半数を超えること。ただし、地域自治振興のため、特に必要と認める場合は、前記要件にかかわらず、条件を付して認めることができる。

(2) 一定の区域で概ね150世帯を越えること、ただし、既存の町内会で、かつ志木市町内会連合会に加入している場合は、この限りでない。

(3) 規約、会則等が定められ、かつ、役員が置かれていること。

(4) 年間の予算及び事業計画が定められていること。

(補助額)

第3条 補助額は年額とし、次に掲げるものの合算額（千円未満切り捨て）とする。

(1) 均等割 1町内会 75,000円

(2) 世帯割 1世帯あたり280円。ただし、補助対象となる世帯数は、加入世帯数に未加入世帯のうち、広報等配布世帯数を合計した数とする。

(3) 規模割 次の計算式で算出するものとする。ただし、小数点第1位以下の端数は切り上げて計算するものとする。

200世帯未満の集合住宅の町内会の場合

$(\text{世帯数} \div 100) \times 37,000$ 円

200世帯未満の集合住宅ではない町内会の場合

$(\text{世帯数} \div 100 + 1) \times 37,000$ 円

ただし、以下の計算式で算出された金額を規模割額の上限とする。

200世帯未満の集合住宅の町内会の場合

$(\text{副会長数}) \times 37,000$ 円

200世帯未満の集合住宅ではない町内会の場合
(副会長数) × 37,000円

なお、200世帯以上の積算基礎は概ね100世帯を1とするが、
算定にあたっては副会長の現数をもって算出する。

(4) 施設借上負担割 集会所未所有町内会に対し、年額24,000円

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

4 志木市町内会補助金交付基準細則

志木市町内会補助金交付基準第2条第1号の「特に必要と認めた場合」とは、現に補助を受けていない組織で、次の条件を満たすものをいう。

- 1 既に町内会の組織として設立している（設立する場合も含む）こと
- 2 世帯加入率が3割を超え、かつ、5割の加入率の達成に向け、積極的に地域住民に働きかけていること
- 3 町内会連合会に加入している（加入する）こと
- 4 地域自治振興に、積極的に取り組んでいること

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

5 志木市町内会館高齢者仕様改修等補助金交付要綱

(担当：地域推進室)

(趣旨)

第1条 この告示は、町内会活動の活性化と基盤の強化を図るため、町内会が実施する町内会館を高齢者仕様にするための改修又は備品購入に対し、予算の範囲内において志木市町内会館高齢者仕様改修等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内会 次に掲げる要件を満たしている団体をいう。

ア 一定の区域内において過半数の世帯が加入していること。ただし、地域自治振興のため、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

イ 志木市町内会連合会に加入していること。

ウ 規約、会則等が定められ、かつ、役員が置かれていること。

エ 年間の予算及び事業計画が定められていること。

(2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号。）第3条又は第65条に規定する団体をいう。

(3) 町内会館 町内会が所有し、専ら町内会の会員（以下「町内会員」という。）が使用することを目的として設置される集会施設をいう。

(4) 高齢者仕様 高齢者等が安心して安全に使用することができるよう、その設備又は構造を改修し、又は整備された仕様をいう。

(補助対象事業及び経費)

第3条 この告示による補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内会館又はその敷地に関し、当該町内会が主体となって実施する高齢者仕様改修事業で、次に掲げる事業とする。

(1) スロープを設置する事業

(2) 通路及び出入口の幅を拡張する事業

(3) 進入経路及び床の段差を解消する事業

(4) 床を滑りにくいものに変更する事業

(5) 開き戸を引き戸又は折戸に交換する事業

- (6) ドアノブ、戸車等の戸の開閉を容易にする事業
- (7) 便器を交換し、又は便座を設置する事業
- (8) 便所、通路等に手すりを取り付ける事業
- (9) 台所、洗面所等の高さを変える事業
- (10) 高座椅子等高齢者仕様に係る備品を購入する事業
- (11) その他市長が特に必要と認めた事業

(補助金の交付要件)

第4条 補助事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 補助事業の実施に関し、町内会員の意向が十分反映されていること。
- (2) 町内会館の維持管理を町内会が行い、又は町内会館の維持管理に町内会員の協力が得られること。
- (3) 管理組合が管理する集会施設を利用する町内会は、改修又は備品を購入するにあたり管理組合の同意が得られること。

(補助対象外の事業及び経費等)

第5条 前条の規定にかかわらず、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 他の補助制度の適用を受ける事業
- (2) 既に事業に着手しており、財源の単なる補填とみなされる事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この告示の目的に適合しない事業

2 次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 事業に係る設計料、設計監理料等の経費
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 食糧費
- (5) 前各号に掲げる経費のほか事業の直接的費用とは認め難い経費

3 志木市町内会補助金交付基準第3条第1項第4号に掲げる施設借上負担割を支給されている町内会は、補助の対象としない。ただし、町内会館を管理している町内会は、第3条第1項第10号に掲げる備品の購入のみを対象とするものとする。

(補助金の補助率及び限度額等)

第6条 補助率は補助対象経費の2/3以内とし、補助金交付の限度額は60万円までとする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の支給は、1年度内1回を限度とする。ただし、改修事業と備

品購入を併用することができる。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見積書の写し
- (2) 町内会員の承諾書
- (3) 町内会における会員の経費負担の同意書
- (4) 町内会の組織及び活動を明らかにする書類
- (5) 第4条第1項第3号に該当する町内会は管理組合の同意書
(軽微な変更)

第8条 規則第7条第1項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業費に100分の10を乗じて得た額を超えない変更とする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第8条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 志木市町内会館高齢者仕様改修等補助金補助事業内訳書(第1号様式)
- (2) 補助事業の内容を証明することができる写真
- (3) 補助事業に関する金銭出納簿の写し
- (4) 補助事業に関する領収証の写し

(確定通知)

第10条 市長は、規則第8条第2項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付確定額を決定し、志木市町内会館高齢者仕様改修等補助金交付確定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求方法)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による通知を受けた後、規則第10条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的達成のため、やむを得ず前条の規定による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により前条の規定による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求に当該交付の根拠となる書類を添付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第14条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

6 志木市防犯灯設置管理補助金交付要綱

(担当：生活安全課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪を防止するための環境整備の一環として歩行者用照明施設（以下「防犯灯」という。）を設置し、又は維持管理に要する費用を予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象は、行政と協力して地域自治の振興を図る団体（以下「町内会」という。）が行う事業又は町内会が経費負担する維持管理費の一部とし、補助対象事業等の種類及び補助額は、次のとおりとする。ただし、直線状に防犯灯を設置する場合は、原則として40メートルに一基を限度とする。

- (1) 電柱等共架施設がない場所に鋼管柱又はコンクリート柱を設け防犯灯を設置する場合 工事費、材料費及び申請手数料（以下「工事費」という。）。ただし、一基につき30,000円（発光ダイオードを用いた光源装置の防犯灯（以下「LED防犯灯」という。）にあつては、60,000円）を限度とする。
- (2) 既存の防犯灯を鋼管柱又はコンクリート柱を使用して建て替える場合 工事費。ただし、一基につき30,000円（LED防犯灯にあつては、60,000円）を限度とする。
- (3) 既設柱（東電柱等を含む。）に防犯灯を共架する場合 工事費。ただし、一基につき15,000円（LED防犯灯にあつては、30,000円）を限度とする。
- (4) 既設柱（東電柱等を含む。）に共架してある防犯灯を取り替える場合 工事費。ただし、一基につき15,000円（LED防犯灯にあ

っては、30,000円)を限度とする。

- (5) 防犯灯の電気料 平成元年3月31日までに設置されたものは全部を対象とし、平成元年度以降に設置するものは60ワット以下のものとする。ただし、補助額は、市長の定める額とする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする町内会(以下「申請者」という。)は、次に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 防犯灯設置事業補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 防犯灯電気料補助金交付申請書(第2号様式)

- 2 前項第1号の申請書については、工事開始の日10日前までに、第2号の申請書については、毎年度事業終了後2か月以内に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定に基づいて申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、防犯灯設置事業補助金交付決定通知書(第3号様式)又は防犯灯電気料補助金交付決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金交付決定に当たり必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金請求書の提出)

第5条 前条に規定する補助金交付決定通知書を受けた申請者は、防犯灯設置事業等補助金交付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第6条 電気料の補助金を除く補助金の交付を受けた申請者は、補助事業完了後速やかに防犯灯設置事業完了実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

7 志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準

(担当：下水道施設課)

(目的)

第1条 この基準は、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号）に定めるもののほか、市が管理する水路につき、自発的に清掃活動、除草活動又は剪定活動（以下「清掃活動等」という。）を行う町内会に報奨金を交付することにより、町内会の清掃活動等を支援し、もって公共福祉の増進に資することを目的とする。

(清掃活動等の実施)

第2条 町内会が清掃活動等を行おうとするときは、あらかじめ、市と日程に関し調整をするものとする。

2 整備済の水路の汚泥及び未整備の水路の刈り草は、原則として、町内会が清掃活動を行った日の翌日に市が回収するものとする。

3 前項に規定する汚泥及び刈り草以外で清掃活動等において収集したごみは、町内会が適正に処理するものとする。

4 市は、清掃活動等において発生した事故につき、その責めを負わない。

(報奨金)

第3条 市長は、町内会に対し、予算の範囲内において別表に定める基準により、年2回を限度として報奨金を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 町内会は、報奨金の交付を受けようとするときは、志木市水路クリーンサポート報奨金交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、報奨金を交付すべきと認めるときは、志木市水路クリーンサポート報奨金交付決定通知書（第2号様式）により町内会に通知するものとする。

(交付の請求書)

第6条 町内会は、清掃活動等が終了する都度、志木市水路クリーンサポート報奨金交付請求書（第3号様式）により、市長に報奨金の交付の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに報奨金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

志木市水路クリーンサポート報奨金交付基準

活動区間の延長	1回当たりの報奨金の額
5キロメートル未満	25,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	35,000円
10キロメートル以上	45,000円

† † † 公共施設等の案内 † † †

分野	施設名	所在地	電話番号
	志木市役所	中宗岡 1-1-1	473-1111
	柳瀬川駅前出張所	館 2-6-10	472-4449
	志木駅前出張所	本町 5-26-1	473-3988
健康・福祉	健康増進センター	幸町 3-4-70	473-3811
	総合福祉センター	上宗岡 1-5-1	475-0011
	福祉センター	中宗岡 1-3-25	473-7569
	第二福祉センター	柏町 3-5-1	476-4122
	高齢者あんしん相談センター柏の杜（地域包括支援センター）	柏町 3-5-1	486-5199
	高齢者あんしん相談センターせせらぎ（地域包括支援センター）	中宗岡 1-19-61	485-2113
	高齢者あんしん相談センターブロン（地域包括支援センター）	本町 2-10-50	486-0003
	高齢者あんしん相談センターブロン（館・幸町）	幸町 3-12-5	485-5610
	カフェ・ランチルーム 宗四小	上宗岡 1-1-2 (宗岡第四小学校内)	487-8945
	みつばすみれ学園	下宗岡 1-23-1	471-3115
	すずらん	下宗岡 1-23-1	470-3216
すわ緑風園	和光市南 2-3-2	461-3028	
子育て	いろは保育園	本町 1-1-67	472-5239
	北美保育園	中宗岡 4-1-11	472-9173
	西原保育園	幸町 3-9-52	472-6677
	館保育園	館 2-6-15	474-2050
	アスク志木駅前保育園	本町 5-20-15	476-6314
	こどもの家・志木中宗岡	中宗岡 1-19-48	474-0101
	愛児舎 アンファンシェリ	館 2-7-7	474-3588
	ステラ志木宗岡保育園	上宗岡 3-13-3	485-1517
	よつば保育園	館 2-6-11 ペアクレセント 2F	471-1010

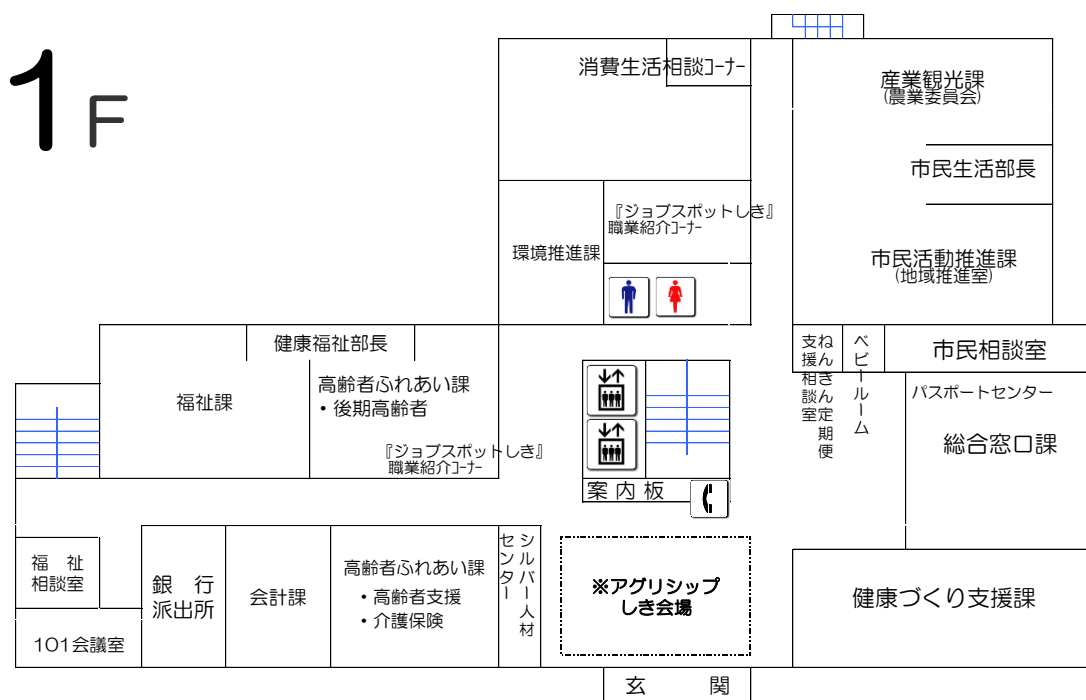
分野	施設名	所在地	電話番号
子育て	アートチャイルドケア志木	柏町1-6-71	485-0123
	ウェルネス保育園志木	柏町5-5-38	423-5322
	メリーポピンズ志木ルーム	本町5-19-9	474-6380
	志木どろんこ保育園	下宗岡2-15-46	471-6010
	メープル保育園	幸町2-6-12	424-3991
	おおのみち保育園	中宗岡2-25-33	472-1611
	ありさん保育園	本町5-15-6	424-4860
	ベビールームファニー	本町6-15-8-101	476-8343
	アメリカンキッズ英語保育園志木本町園	本町5-10-24	472-8008
	保育ママステーション	館1-4-1ふれあい館「もくせい」	423-3663
	志木教会付属泉幼稚園	本町6-5-3	471-0058
	細田学園幼稚園	本町2-7-1	471-3255
	足立みどり幼稚園	上宗岡4-21-55	472-1752
	志木なかもり幼稚園	幸町1-13-2	473-6600
	みわ幼稚園	柏町4-6-43	473-5033
	おおのみち幼稚園	中宗岡2-25-33	472-6066
	幸福の森幼稚園	館2-1-2	474-8221
	志木学童保育クラブ	本町1-10-1	472-9551
	志木第二学童保育クラブ	館1-2-1	474-1100
	志木第三学童保育クラブ	柏町3-2-1	471-0822
	志木第四学童保育クラブ	館1-4-1	471-3020
	宗岡学童保育クラブ	中宗岡3-1-1	473-4400
	宗岡第二学童保育クラブ	上宗岡3-13-1	472-1226
	宗岡第三学童保育クラブ	下宗岡1-15-30	476-6669
	宗岡第四学童保育クラブ	上宗岡1-2-45	487-6839
	児童センター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	485-3100
	宗岡子育て支援センター	上宗岡1-5-1 (総合福祉センター内)	485-3102
	いろは子育て支援センター	本町1-1-67	486-6888
	西原子育て支援センター	幸町3-9-52	472-7112

分野	施設名	所在地	電話番号
教育	教育サポートセンター	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター内)	471-2211
	志木小学校	本町 1-10-1	471-0111
	志木第二小学校	館 1-2-1	472-0540
	志木第三小学校	柏町 3-2-1	471-1062
	志木第四小学校	館 1-4-1	474-7911
	宗岡小学校	中宗岡 3-1-1	471-0307
	宗岡第二小学校	上宗岡 3-13-1	473-2305
	宗岡第三小学校	下宗岡 1-15-30	471-2244
	宗岡第四小学校	上宗岡 1-1-2	473-5250
	志木中学校	柏町 3-2-2	471-0143
	志木第二中学校	館 1-3-1	473-2379
	宗岡中学校	上宗岡 1-8-1	471-2241
	宗岡第二中学校	下宗岡 4-1-10	472-1516
	県立志木高等学校	上宗岡 1-1-1	473-8111
	私立慶應義塾志木高等学校	本町 4-14-1	471-1361
	私立細田学園高等学校	本町 2-7-1	471-3255
文化・生涯学習・スポーツ	市民会館	本町 1-11-50	474-3030
	フォーシーズンズ志木ふれあいプラザ	本町 5-26-1	486-1000
	西原ふれあいセンター	幸町 3-4-70 (健康増進センター2階)	487-4611
	ふれあい館「もくせい」 ○多世代交流カフェ ○活動スペースゆめ・みらい ○保育ママ・ステーション ○志木第四学童保育クラブ ○放課後子ども教室	館 1-4-1 (志木第四小学校北校舎1階)	473-8621
	地域活動支援センターさわやかなの杜	上宗岡 1-5-1	486-1880
	宗岡公民館	中宗岡 4-16-11	472-9321
	宗岡第二公民館	上宗岡 1-5-1 (総合福祉センター内)	475-0013
	いろは遊学館	本町 1-10-1	471-1297

分野	施設名	所在地	電話番号
文化・生涯学習・スポーツ	いろは遊学図書館	本町1-10-1	471-1478
	柳瀬川図書館	館2-6-14	487-2004
	郷土資料館	中宗岡3-1-2	471-0573
	旧村山快哉堂	中宗岡5-1	474-5411
	埋蔵文化財保管センター	柏町1-20-19	473-8157
	八ヶ岳自然の家	長野県南佐久郡南牧村 大字海ノ口八ヶ岳2255-1	0267-98-2297
	市民体育館	館2-2-5	474-7666
	秋ヶ瀬スポーツセンター	上宗岡4-25-46	473-4360
	武道館	柏町3-6-19	474-7666
その他	志木消防署	本町1-3-1	472-0119
	志木駅東口地下駐車場	本町5-26-2	486-0606
	志木駅前自転車駐車場	本町5-26-2	486-0505
	柳瀬川駅前自転車駐車場	館2-5-1	476-3590
	志木駅	新座市東北2-38-1	471-0047
	柳瀬川駅	館2-5-1	474-4300
	埼玉県南西部消防本部	朝霞市溝沼1-2-27 (朝霞地区一部事務組合)	460-0119
	志木地区衛生組合 富士見環境センター	富士見市大字勝瀬480	049-254-1125
	志木地区衛生組合 新座環境センター	新座市大和田3-9-1	481-4111
	志木郵便局	本町5-20-9	471-1342
	朝霞警察署	朝霞市幸町2-6-9	465-0110
	〃 志木駅東口派出所	本町5-26-3	471-0258
	〃 いろは橋派出所	中宗岡1-3-43	473-2595
	〃 柳瀬川駅前派出所	館2-5-3	475-0045
	さいたま地方法務局 志木出張所	本町1-4-25	476-1230

分野	施設名	所在地	電話番号
その他	埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
	朝霞市役所	朝霞市本町1-1-1	463-1111
	新座市役所	新座市野火止1-1-1	477-1111
	和光市役所	和光市広沢1-5	464-1111
	富士見市役所	富士見市大字鶴馬1800-1	049-251-2711
	朝霞保健所	朝霞市青葉台1-10-5	461-0468

† † † 市役所庁舎の案内 † † †



※「～地産地消～しきの土曜日」(担当:産業観光課)

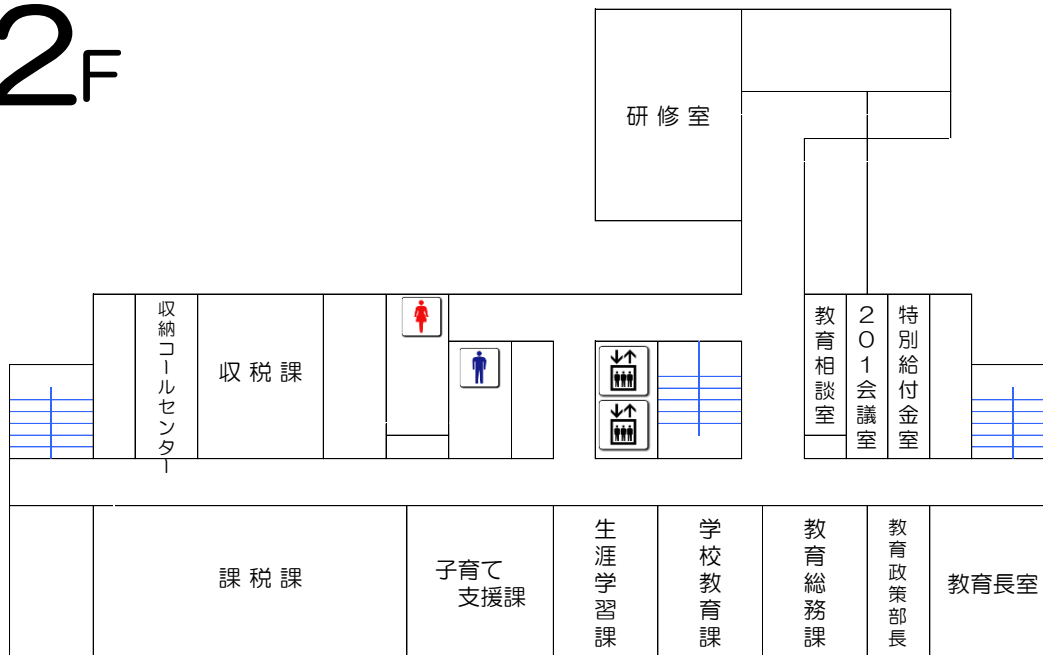
毎月第4土曜日(6月、11月、12月除く)に市役所駐車場で開催

※「アグリシップしき」(担当:産業観光課)

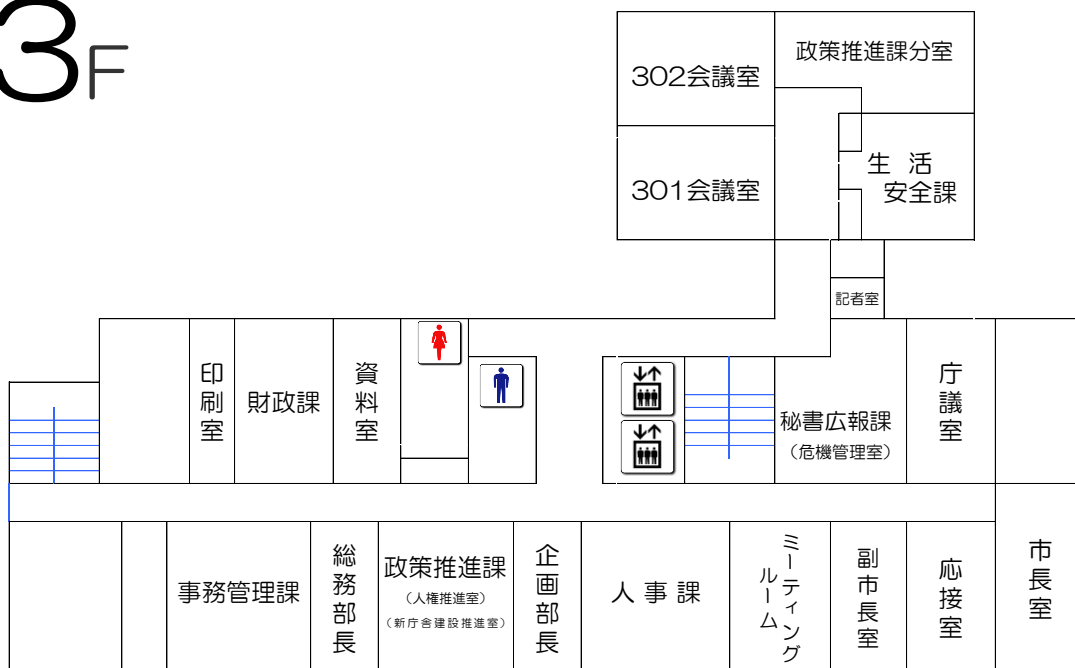
6月、11月、12月に市役所ロビーで開催

地元で収穫した野菜等の販売

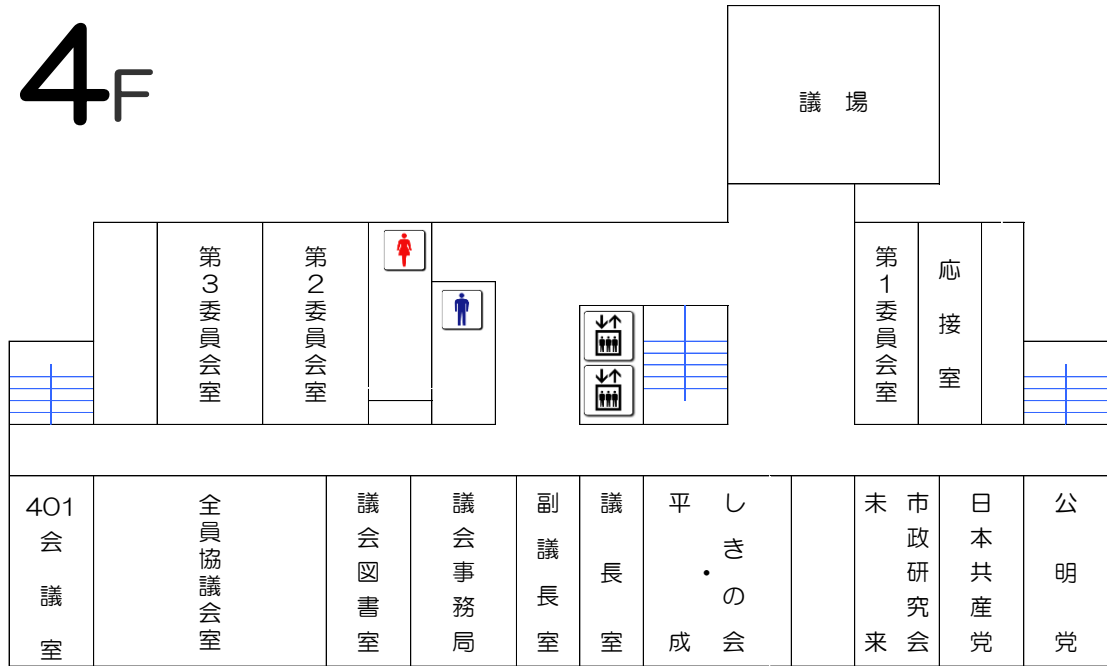
2F



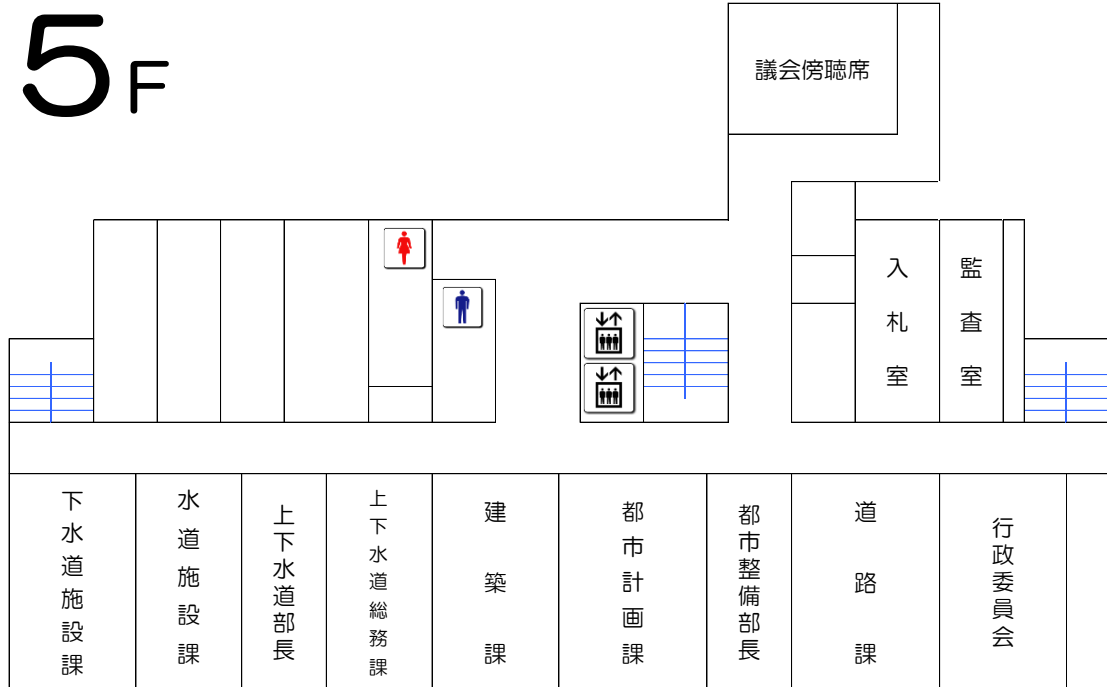
3F



4F



5F





志木市キャラクター「シッキー」(平成12年10月制定)

— 町内会ガイドブック —

発行日 平成27年5月10日

発行 志木市町内会連合会

編集 志木市町内会連合会

事務局

〒353-0002

志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市 市民生活部

地域推進室（市民活動推進課内）

TEL 048-473-1111

FAX 048-472-3215

Email machi@city.shiki.lg.jp